

令和4年第3回川西町 議会定例会会議録

令和4年9月2日 金曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木 幸 廣 副議長 寒河江 司

出席議員（13名）

1番 井 上 晃 一 君	2番 遠 藤 明 子 君
3番 渡 部 秀 一 君	4番 吉 村 徹 君
5番 島 貫 偕 君	6番 伊 藤 寿 郎 君
7番 伊 藤 進 君	8番 神 村 建 二 君
9番 橋 本 欣 一 君	10番 淀 秀 夫 君
11番 高 橋 輝 行 君	13番 寒河江 司 君
14番 鈴 木 幸 廣 君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 原 田 俊 二 君	副 町 長 山 口 俊 昭 君
教 育 長 小 林 英 喜 君	総 務 課 長 大 滝 治 則 君
安全安心課長 後 藤 哲 雄 君	財 政 課 長 坂 野 成 昭 君
まちづくり 課 長 安 部 博 之 君	政策推進課長 遠 藤 準 一 君
会計管理者・ 税務会計課長 有 坂 強 志 君	戸籍住基主幹 加 藤 元 康 君
福祉介護課長 原 田 智 和 君	健康子育て 課 長 小 林 俊 一 君
産業振興課長 井 上 憲 也 君	農地林務課長 ・農業委員会 事 務 局 長 内 谷 新 悟 君
地域整備課長 奥 村 正 隆 君	教育文化課長 金 子 征 美 君
農 業 委 員 会 会 長 大 沼 藤 一 君	監 査 委 員 嶋 貫 榮 次 君

財 政 主 査 石 田 英 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大 友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 1 号)

令和4年9月2日 金曜日 午前9時30分開議

・ 諸般の報告

・ 町政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第77号 副町長の選任について

日程第 4 議第78号 教育委員会委員の任命について

日程第 5 報告第5号 令和3年度川西町一般会計等健全化判断比率について

日程第 6 報告第6号 令和3年度川西町水道事業会計等資金不足比率について

日程第 7 議第75号 虚空蔵山西線道路改良工事（1工区）変更請負契約の締結について

日程第 8 議第76号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）変更請負契約の締結について

日程第 9 議第61号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について

日程第10 議第62号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について

日程第11 議第63号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について

日程第12 議第71号 川西町議会議員及び川西町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の設定について

日程第13 議第72号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第14 議第73号 川西町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第15 議第74号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第16 議第64号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議第65号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第66号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議第67号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議第68号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議第69号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議第70号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案の委員会付託
- 日程第24 議第54号 令和3年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 議第55号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第26 議第56号 令和3年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 議第57号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第28 議第58号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 議第59号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい
て
- 日程第30 議第60号 令和3年度川西町水道事業会計決算認定について
○決算審査の結果について監査委員の報告
- 日程第31 発議第9号 特別委員会の設置について
- 日程第32 請願の付託
請願第3号 消費税に関わるインボイス制度の周知の徹底と導入時期の延期の請
願
請願第4号 みどりの食糧システム戦略の推進と有機農業の拡大について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

去る6月2日、河北町において山形県町村議会議長会臨時総会が開催されました。会議では、令和3年度山形県町村議会議長会収入支出決算が提案され、承認されました。また、各地方からの提出議題12件が提案され、原案のとおり可決されました。

なお、置賜地方町村議会議長会からは、自治体病院を中核とした地域医療の再生と充実に向けた支援について、遊休施設の解体・撤去費用に対する支援の拡充について、そして、空き家対策支援についての3件を提案いたしました。

次に、7月1日、白鷹町において第54回置賜三市五町議会連絡協議会定例総会が開催されました。会議では、令和3年度事業報告がなされました。また、任期満了に伴う役員改選が行われ、会長には相田克平米沢市議会議長、副会長には私鈴木幸廣がそれぞれ選出されました。

次に、7月12日、南陽市議会本会議場において置賜広域病院企業団議会臨時会が開催され、置賜広域病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定

についての専決処分の承認について、置賜広域病院企業団特別職の職員の報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、令和4年度置賜広域病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）及び置賜広域病院企業団立病院及び診療所に係る使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてが上程され、それぞれ原案のとおり承認及び可決されました。

次に、7月25日、山形市ホテルメトロポリタン山形を会場に知事と町村議会議長との意見交換会が開催されました。この意見交換会に、県当局からは吉村県知事、みらい企画創造部市町村課長が、議会側からは県内町村議会議長等が出席いたしました。初めに、山形県町村議会議長会八畝会長から要望書を知事へ手交した後、医師等医療人材の確保対策の推進について、空き家対策について、日本海沿岸東北自動車道並びに新庄酒田道路の整備促進について、最上川流域における総合的な治水対策の早期実現についてが県内各地方の代表者からなされ、さらに意見交換がなされました。

次に、8月12日、米沢市議会議場において置賜広域行政事務組合議会臨時会が開催され、専決処分の承認を求めることについて、置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター焼却施設維持補修工事請負契約の締結について、置賜広域行政事務組合手数料の徴収等に関する条例の一部改正について、令和4年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）が提案され、それぞれ原案のとおり承認及び可決されました。

諸般の報告を終わります。

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 私から、6月以降の町政報告をさせていただきます。

6月1日から15日まで、第2回川西町議会定例会が開催されました。

6月28日、第1回川西町総合教育会議を開催いたしました。会議では、第2期川西町教育等の振興に関する大綱、アクションプランの進捗状況を確認するとともに、児童・生徒の学力や不登校の状況について報告を受け、学力の向上や不登校の解消に向けて意見交換を行いました。また、玉庭地区から小学校の学区再編の要望があったことの報告を受け、今後、玉庭地区の保護者や地区における学区再編検討委員会を設置し、学区再編の検討を進めること

といたしました。

7月6日、第1回川西町生活安全推進協議会を開催いたしました。会議では、各組織、団体等での役員改選による新たな委員8名を委嘱しました。協議では、令和4年度川西町民生活安全推進大会並びに川西町生活安全推進協議会表彰者の推薦について協議いただき、関係機関、団体と連携した、町民の生活安全施策の推進について確認をしていただきました。意見交換では、米沢警察署生活安全課渡辺係長より、最近の犯罪等の発生状況について説明をいただくとともに、参加団体から防犯等の取組について発言いただき、意見交換を実施いたしました。

同日、第1回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、任期満了に伴い30名の委員を新たに委嘱するとともに、米沢警察署石山交通課長より、最近の交通事故の発生状況について報告をいただきました。協議では、7月22日から8月21日までの明るいやまがた夏の安全県民運動の実施計画について協議をいただきました。

8月1日、第3回川西町議会臨時会が開催されました。

8月3日、大雨洪水警報並びに土砂災害警戒情報が発令されたことから、午後5時に町災害対策本部を設置し、警戒体制をしきました。その後、同じところに豪雨が降り続き、人命に関わる災害が予測される緊急事態時に气象台から発令する大雨特別警報が午後7時15分に山形県で初めて置賜6市町に出されたことから、同時刻、レベル5の緊急安全確保を発令しました。町内では、河川、水路の越水、ため池の決壊等により家屋等への浸水や、道路、河川、林道、農業施設等に甚大な被害が発生したため、現在も本部体制を継続し、被災者支援及び施設等の復旧に対応しております。

8月9日、第4回川西町議会臨時会が開催されました。同時に川西町議会全員協議会を開催いただきました。

8月22日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

8月25日、令和4年度第1回川西町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。会議では、任期満了に伴い新たに委員を委嘱するとともに、会長に島貫 偕氏、副会長に登坂美紀子さんが選出されました。会議では、令和3年度国民健康保険事業及び決算の状況について報告をするとともに、国保事業を安定して運営するため、保健事業の推進と医療費の抑制等について説明し、意見交換を行いました。

8月29日、第2回川西町交通安全推進協議会を、今般の豪雨災害やコロナ感染症の拡大を踏まえ書面協議によって開催いたしました。明るいやまがた夏の安全県民運動の実施結果に

ついでに報告と、9月21日から30日までの秋の交通安全県民運動等の実施計画について確認をいただきました。

続きまして、入札執行状況についてご報告を申し上げます。

7月1日、工事名、県道口田沢川西線配水管更新設計業務、落札金額979万円、落札者、山形設計株式会社代表取締役、堀内宏信、以下14件の入札を執行しましたので、調書をお目通しいただきたいと思ひます。

以上、町政の報告とさせていただきます。

○議長 町長の町政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

4番吉村 徹君、5番島貫 偕君、ご両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付しております会期及び審議予定表のとおり、本日9月2日より9月22日までの21日間といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は21日間と決定いたしました。

◎議第77号 副町長の選任について

○議長 日程第3、議第77号 副町長の選任について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第77号 副町長の選任について提案申し上げます。

提案理由につきましては、副町長山口俊昭氏が令和4年9月30日付で任期満了となるため、提案するものであります。

ご提案申し上げます。

副町長の選任について、川西町副町長に次の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記、住所、川西町大字上小松3322番地、氏名、鈴木清隆、生年月日、昭和34年4月9日。

本日付であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案に同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

鈴木清隆君の入場を求めます。

副町長に選任、同意されました鈴木清隆君にごあいさつをお願い申し上げます。

○副町長 おはようございます。鈴木清隆でございます。マスクを着用したままごあいさつ申し上げますことをご容赦いただきたいと思います。

ただいまは、私の副町長選任にご同意を賜りまして、誠にありがとうございます。

もとより浅学非才の身ではございますが、約40年の行政経験を基に、原田町長を補佐し、また、議会並びに関係団体の皆様と連携しながら、町民福祉の向上、町民の皆さんがこの町に住んでよかったと思えるまちづくりに誠心誠意努めてまいりたいと存じます。どうか議会議員の皆様並びに町民の皆様からご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長 鈴木清隆君には、本町の振興、発展のためご活躍されますことをご期待申し上げます。

◎議第78号 教育委員会委員の任命について

○議長 日程第4、議第78号 教育委員会委員の任命について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第78号 教育委員会委員の任命について提案申し上げます。

提案理由につきましては、教育委員齋藤聡子氏が令和4年9月30日付で任期満了となるた

め、提案するものでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、川西町大字時田841番地、氏名、川崎 幸、生年月日、昭和56年11月28日。

本日付でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案に同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

川崎 幸さんの入場を求めます。

教育委員に任命、同意されました川崎 幸さんにごあいさつをお願い申し上げます。

○教育委員 このたび、教育委員に就任しました川崎 幸でございます。

教育行政は初めてであります。これまでの子育て経験を踏まえながら、子供たち一人一人が夢や希望を持てるような教育環境を目指してまいりたいと思いますので、議会の皆様や当局職員の皆様にご指導を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございます。 (拍手)

○議長 川崎 幸さんには、本町教育行政発展のためご活躍されますことをご期待申し上げます。

◎報告第5号 令和3年度川西町一般会計等健全化判断比率について

○議長 日程第5、報告第5号 令和3年度川西町一般会計等健全化判断比率について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第5号 令和3年度川西町一般会計等健全化判断比率について報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、令和3年度の健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

以下、内容につきまして、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、報告第5号 令和3年度川西町一般会計等健全化判断比率についてご報告申し上げます。

本日付、町長名でございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、総括表①でございます。健全化判断比率の状況、令和3年度決算に基づくものでございます。

上段の右側になります。4つの比率がございます。

まず、実質赤字比率でございます。これは一般会計の赤字額が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。赤字はございませんでしたので、バーの表示となっております。

続いて、その右側、連結実質赤字比率、こちらは一般会計に特別会計などを加えた全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。こちらも赤字はございませんでしたので、バー表示となっております。

続いて、その右側、実質公債費比率、こちらは一般会計の借入償還額と特別会計等の償還に対する負担額が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。こちらは12.0%でございます。

続いて、その右側、将来負担比率、こちらは一般会計の借入れの残高に特別会計や一部事務組合等に将来的に一般会計から負担すると想定される金額等を加えた額が、標準財政規模に占める割合を示すものでございます。132.6%という結果でございました。

なお、この表の下段には、左側、それぞれの計算の分母となります標準財政規模の金額、右側のほうには早期健全化基準、それぞれの比率に対して示されておりますが、いわゆるイエローカードと言われるものの数値でございます。その下段になりますが、財政再生基準、こちらは通称レッドカードと言われているそれぞれの基準となる数値でございます。

それでは、次のページをご覧ください。

総括表②ということで、実質赤字比率と連結実質赤字比率の状況の計算する表でございます。

左側の上になります一般会計等という欄がございますが、川西町の場合はここに該当するのは一般会計のみでございます。実質収支額を記載してございますが、この右上の下、太字になっているところをご覧くださいますと、実質赤字比率を計算してございます。マイナス

4.30と表示されておりますが、下の米印の部分にありますとおり、実質収支または連結実質収支が黒字である場合、負の値で表示されますということで、赤字ではないという結果でございました。

左側の下の表には、国民健康保険事業特別会計以下3会計、それぞれ実質収支額を記載してございます。あわせまして、右側の上段には、法適用の企業会計、川西町では水道事業会計が該当いたしますが、資金不足あるいは剰余額を記載する欄がございません。こちらはマイナスがついていませんので、黒字という結果でございます。右側の下の表は、法非適用会計、川西町では下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計が該当いたしますが、こちらもそれぞれ赤字はございませんでしたので、それぞれの金額を記載してございます。

これら一般会計から特別会計等を合わせまして、右下の段になりますが、連結実質赤字比率マイナス9.10となっております。こちらもマイナスがついておりますので、赤字はなかったという結果で、それぞれバー表示となっております。

続いて、次のページをご覧ください。

総括表の③実質公債費比率の状況でございます。こちらは令和元年度から令和3年度まで、それぞれの年度ごとに比率を算出いたしまして、3か年平均の結果を公表するということになってございます。上の段につきましては、それぞれ計算上の分子となる部分でございます。中段に関しましては、分母となります標準財政規模、それぞれの分割した金額が記載されており、中段の右のほうになりますが、それぞれの年度ごとの実質公債費比率（単年度）を算出し、その右側では、実質公債費比率の3か年平均の数値を算出し、12.0という結果でございました。

続いて、次のページをご覧ください。

総括表④将来負担比率の状況でございます。上の段には、将来負担比率が計算上の分子に当たる部分になりますが、この金額から、中段にあります充当可能財源、将来的に負担の財源となる分を差し引くということで、一番下の段には計算式が記載されておりますが、それぞれ算出した結果が右側になります将来負担比率の132.6%という結果でございました。

なお、これらの結果について、もう一枚の資料、報告第5号、第6号資料でございます。過去10年間のそれぞれの比率の結果を一覧にまとめた資料でございますが、まず上の分、財政健全化法の特徴につきましては、これまででもご説明してきた内容でございますので、ご覧いただければというふうに思います。あわせて、標準財政規模のご説明文も記載してございます。

結果であります。1の実質赤字比率、2の連結実質赤字比率に関しましては、24年度以降、これまで赤字はなかったという経過でございます。3の実質公債費比率、令和3年度は12.0ということで、前年度から比較しまして0.9ポイント改善という結果でございます。4番の将来負担比率につきましては、令和3年度132.6%ということで、前年度比12.9ポイント改善という結果でございます。

なお、5番の公営企業会計に係る資金不足比率は、次に説明する内容でございますので、参考にご覧いただければというふうに思います。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長 報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら発言を許します。

高橋輝行君。

○11番 毎年ご報告をいただくわけでありまして、計数的には問題ないという報告がありますが、監査委員の意見書を見ましても、例えば人件費だけ見ましても、四、五年前の約1億増、そういう数字等々の中で、大変厳しい指摘があるわけでありまして、基準に照らし合わせた内容と、実質的に厳しい財政状況の乖離というものは、どういうふうに分析されているのかお尋ね申し上げたいと思います。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまの高橋議員のご質問にお答えいたします。

それぞれの指標については先ほど申し上げました結果でございます。いわゆる再生基準、早期健全化基準、イエローカード、レッドカードには達していないという状況であるという結果でございますが、実際の財政状況といいますか、その乖離というご質問であります。議員ご指摘のとおり、財政状況といたしましては、余裕があるというような状況ではなく、ご指摘いただいているような点は確かにあるというふうに感じてございます。そういった中で、最低限赤字を発生させないであるとか、将来負担を過大になるようなそういった財政運営には至らないようにということで、気をつけて財政運営を行っているという状況でございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 言葉としては説明のとおりだと思うんですが、それぞれの目安とする基準的な数値などはお持ちなのかどうか、さらにお尋ね申し上げたいと思います。

例えば、標準財政規模に対する財調関係なども様々な機会に申し上げているわけなんです。が、どうも言葉での説明としては理解をする部分はあるわけですが、私は、一つの基準の数

値というものを持ちながら説明をしていただき、そしてその結果をご報告いただく、こういうことも大事でないかというふうに常々思っておるわけですが、そのようなものをお持ちなのかどうかお尋ね申し上げたいと思います。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 基準となる数値などを持っているかというご質問に対しましては、特に目標数値などを定めているものではございません。先ほど申し上げましたとおり、それぞれの財政状況に合わせてということがございますので、具体的な数値などは持ってございません。

○議長 高橋輝行君。

○11番 それで、町長にお尋ねするわけですがけれども、やはり説明いただく場合は、お互いにそういうものを、基準値を持ちながら町民の理解を求めていく、あるいは議会に対する説明、このほうが非常に分かりやすいというふうに私は思うわけなので、理解を深めるためにもそのような研究をしていただきたいと思います。どのようにお考えなのか、さらにお尋ね申し上げたいと思います。

○議長 原田町長。

○町長 議員からは、町民の皆さんに分かりやすい数字などを示しながら今の町の財政状況を知っていただいたり、また、関心を寄せていただいてまちづくりに貢献いただけるような仕組みが必要ではないかというご質問だと思います。

町の仕事と予算の関係などで情報発信などもさせていただいて、町の様々な事業について理解をいただくような発信もさせていただいているところでありまして、特に議員の皆さんからは、将来的にどのような負担になっていくんだろうかなという、そういう心配もたくさんあるというふうに思っておりますので、そういった起債状況などについても説明、報告もさせていただいているところであります。この報告は、20年近く前になるわけですがけれども夕張市が財政再建団体になったということで、大変厳しい状況に警鐘を鳴らすという意味で、早め早めにチェックする判断比率といいますか、指標を示すということで作られた制度でございまして、この制度の中には、イエローカードなどには該当はしないわけでありまして、さらに突っ込んだ形で分かりやすい説明ということについて町報等で情報提供できるように研究させていただきたいと思います。

○議長 ほかに。

1 番井上晃一君。

○1番 1番井上です。

今、町長からのご説明もありましたけれども、国がある程度地方自治体の一定の判断基準ということで、こういった判断比率というものを出しているかと思えますけれども、私は特に4番の将来負担比率につきましてですが、平成24年度当時、人口は、川西町は約1万7,000人ほどいたわけでありまして、令和3年、本日現在は1万5,000人を切っているという人口の状況の中でいうと、1人当たりの負担率ということにつきましては1割以上増えていると見ざるを得ないのではないかと思うわけですが、将来的には1人当たりの負担を減らしていかなければ、ますます人口減少が進んでしまうのではないかと危惧するところでありまして、当局のご判断をお伺いしたいと思います。

○議長 原田町長。

○町長 様々なサービスを提供し、また、事業を拡大しておりますので、そういう意味では、町民の皆さんの満足度を高める施策を進めてまいりました。一方では、町の財政からすると税収が乏しい、自主財源が乏しいという状況は変わらないわけでありまして、有利な交付税算入などができる起債措置をしながら、将来負担を見据えた形で財政運営をしているところでもあります。人口減少が進めば、その分1人当たりの負担が大きくなるということは我々も意識はしているところではありますが、今示しております国の指標にのっとりた形での判断比率については、十分適用できる状況でございますので、そのことも含めて住民サービスの質の向上ということは避けて通れませんので、そのことを理解いただきながら、持続性のあるといいますか、安定的な財政規律を守った運営を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 井上晃一君。

○1番 大変いい考え方かなとは思いますが、逆に、サービスが向上している中で、何でこんなに人口が減っていくんだという意見もあるわけで、やはりもう少し上手なお金の使い方であったりそういったもの、また、1人当たりの将来負担をできる限り増やさない、そういった経営も望まれているかと思えますので、そのあたりを意識しながら経営を進めていただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかにないようでありますから、本件を終わります。

○議長 日程第6、報告第6号 令和3年度川西町水道事業会計等資金不足比率について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第6号 令和3年度川西町水道事業会計等資金不足比率についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、令和3年度の資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

本日付でありまして、内容につきまして奥村地域整備課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、命によりまして、私から報告第6号 令和3年度川西町水道事業会計等資金不足比率についてご報告を申し上げます。

本日付、町長名でございます。

資料をめくっていただきまして、A3判の資料をご覧いただきたいと思います。

まず、この資料でございますが、上段の1段目、2段目、これにつきましては、法適用企業ということで、上水道事業についての記載でございます。そして、3段目、4段目につきましては、法の非適用企業ということで下水道事業ということで、下水道と農業集落排水事業の特別会計について記載をしております。

最初に、法適用の水道事業について報告を申し上げます。

上段、1段目の左側でございますが、標準財政規模については記載のとおりでございます。

上段、右側でございますが、2、①表、公営企業会計に係る資金不足額等ということでございます。

まず、(1)の部分でございますが、これについては水道事業会計の負債等を表すものでございまして、流動負債の金額から控除企業債等を差し引いたものでございまして、これについては7,523万円ということでございます。

(2)はございませんので、(3)でございますが、(3)については資産を表すものでございまして、これにつきましては該当する部分については流動資産でございますので、これについては現金、未収金、貯蔵品を加えまして3億1,588万2,000円でございます。

下段にいきまして、(4)(5)は該当ございませんので、(6)でございますが、(6)につきましては、先ほどありました(1)の負債、(3)の資産、この差引きでございます。

差引きでございますので、マイナスの2億4,065万2,000円ということでございます。マイナス表示ということでございますので、資金不足は生じていないということになりまして、この数字が(8)のほうで資金不足額・剰余額ということで、剰余額として2億4,065万2,000円というような結果でございます。

続きまして、(10)でございます。(10)につきましては、損益計算書における営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた金額でございます。これにつきましては4億2,241万4,000円でございます。この金額が、(10)でいいます水道事業会計の事業規模という数字になるわけでございます。

(13)につきましては、繰越欠損金はございません。

一番右側でございますが、これは標準財政規模に対する、(8)でいう資金剰余額の割合ということございまして、これについては3.5%という結果でございます。

続きまして、下段の下水道事業でございます。

先に下水道事業の特別会計を申し上げます。

2、①表ということございまして、公営企業会計における資金不足等でございます。

(1)につきましては、歳出額ということとで、下水道特別会計の決算の歳出額を表しているものでございます。5億568万9,000円でございます。

(3)の部分でございますが、これについては決算の歳入額から繰越明許費繰越額として8万7,000円を差し引き、一番右側でございますが、未収特定財源688万8,000円を足し込みますと、(3)として5億1,618万9,000円でございます。

下段にいきまして、(6)でございます。これについては、先ほどの(1)の決算、(3)の歳入の差引きでございます。この数値につきましてはマイナスの1,050万円ということございまして、マイナス表示でございますので資金不足は生じていないという結果でございます。この数字は、(8)でいいます資金の剰余額ということでございます。

(10)でございますが、(10)につきましては営業収益額から受託工事の収益額ということになりますが、下水道特別会計の中では下水道の使用料を表しているものでございまして、使用料については1億1,939万9,000円ということで、この数字については(12)で書いております事業の規模ということを表すものでございます。

一番右側でございますが、標準財政規模に対します(8)の剰余額の割合でございますが、0.2%という結果でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。2の①表でございます。

(1) 歳出額の決算額でございます。9,521万3,000円でございます。

(3) については、決算の歳入額でございます、9,760万8,000円でございます。

下段にいきまして(6)でございますが、(1)の決算の歳出額から(3)の決算の歳入額を差し引いてマイナスの239万5,000円ということございまして、マイナス表示でございますので資金不足は生じていないということでございます。この数字につきましては、(8)のほうで剰余額として表記をしているものでございます。

(10)の部分でございますが、(10)については農業集落排水事業特別会計という使用料でございます、1,281万3,000円でございます。この数字につきましては、農業集落排水事業の事業の規模を表すものでございます。

一番右側でございますが、標準財政規模に対します剰余額の割合でございますが、0.0ということでございますが、小数点を申しますと0.03というような数字でございます。この表の1段目の真ん中に(14)合計という欄がございますが、これについては、水道事業、下水道事業を合わせた資金不足額、剰余額を表すものでございます。これを合わせました、先ほど言いました標準財政規模に対する割合でございますが、3.7%という結果でございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら発言を許します。

高橋輝行君。

○11番 これについても、継続して申し上げなければならないわけではありますが、これも監査報告書を引用しますと、有収率の関係については71%という、これらについての指摘がございます。さらにまた、かなり具体的な書かれておりますが、壊れているところから、工事ということではなくて計画的な更新事業をやらなければならない、こういう指摘があるわけです。ただいまの報告は、計数的には先ほど来ありましたとおりの問題がないとしましても、今申し上げたようなものを計画的にやっていく、こういうことにより、どういうふうに財政計画を立てていくかということが問われるわけですが、この際、そのようなことはどの程度ご検討されているのか、併せてお尋ね申し上げたいと思います。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 まず、令和3年度水道事業の中での有収率につきましては、今ありましたように71%ということで、令和2年度に比べて3%ほど落ち込んだところでございます。これについては、ありますとおり、不明水の発見がなかなか特定できなかったということが一つの要因として捉えているところではありますが、この改善については、定期的な漏水調査を実

施しながら不明水をなくすような取組は、これは計画的にやらなければいけないということでございますので、この取組をまずさらに進めていきたいという考えでございます。

ありますように、本町、平成30年に水道事業会計の経営計画を策定しながら、水道会計を安定的にやっていくということの10か年の計画を立ててございます。過去の投資という部分の中で、非常に会計の健全化ということが求められておりますので、できる工事の中をある程度平準化してやっていくという計画の中で取り組んできたところでございますが、ありますように、不明水が多いということでございますので、あとは漏水が多く発生している管もあるということでございますので、その管路の改修に向けて取り組んでいきたいということでございますが、現在の計画上、償還のピークが令和6年、7年ということでございますので、その償還ピークを見据えながら配水管の新たな老朽管の更新計画なども立てながら、そこに合わせて計画的に実施していくということでございますので、そういったところを見据えながら計画的にやっていきたいというところでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 町長ね、計画的にやるというお話でございます。それについては理解を示すわけにありますけれども、今ありましたように、先ほど申し上げましたとおり、具体的にちゃんとした計画を示していただいて、そして進めていただく。今もって県内35市町村のうち、石綿管と言われているものが20キロからあるという、全く不名誉な状況だと思うんです。さらにまた、硬質塩ビ管についてもあるという、これは都度都度ご指摘を申し上げているわけですが、今回の入札状況を見ましても、業務について、これは一部あれですか、例の更新の関係に係るものというふうに思うわけでありまして、やはり業務のこの事業、2キロぐらいあったのかな、これだけでも業務設計で1,000万からかかるんですよ。ですから、広大な工事となれば、またさらにかかるわけですが、ぜひ計画的なものを、これもやっぱりお示しいただくというように考えるわけでありまして、町長からの答弁を求めたいと。

○議長 原田町長。

○町長 議員からご指摘もありましたし、監査委員の報告も私も読ませていただきまして、今まで町として課題としてきたものを改めてご指摘をいただいております、多く受け止めているところであります。まずは、有収率を上げるためには、しっかりとした漏水調査をしながら有収率を高めていく、不明水をなくしていくということになるわけでありまして、昨年度の実態を見ますと、なかなか発見できなかったのは、水田の中を水道管が走っておりまし

て、降雪期を迎えて、どこに水が漏れているのかが発見が遅れてしまったという経過がありまして、そういった水道台帳の管理も含めてですけれども、もう一度洗い出しをしなきゃならないのかなど。漏水調査についても今年度取り組む予定でございますけれども、計画的に推進していきたいと考えております。

あわせて、ただいまいただきましたように、計画的な更新工事を進めていくということが私たちの大きな命題というふうに捉えておりまして、国の交付金を活用しながら基幹水路の更新については積極的に取り組んでいかなきゃいけないなど。本格的には来年度から工事が始まるわけでありまして、実施計画を基に基幹水路の更新計画を立てながら、将来的な、安定した水が供給できる体制を構築してまいりたいと思っております。

令和3年度につきましては、玉庭地区の配水に関わる部分について、何回も漏水といたしますか、出たところについては全面的な更新などもさせていただきましたので、ようやく様々な投資ができる環境になってきたかなというふうに思いますので、将来的な負担を見据えながら更新計画を立ててまいりますので、議会のほうにもお示しさせていただきながらご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかにないようでありますから、本件を終わります。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時45分といたします。

(午前10時30分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◎議第75号 虚空蔵山西線道路改良工事(1工区)変更請負契約の締結について

○議長 日程第7、議第75号 虚空蔵山西線道路改良工事(1工区)変更請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本

会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第75号 虚空蔵山西線道路改良工事（1工区）変更請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私より、議第75号 虚空蔵山西線道路改良工事（1工区）変更請負契約の締結についてご提案を申し上げます。

令和4年4月20日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した虚空蔵山西線道路改良工事（1工区）について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記、1、契約の目的、虚空蔵山西線道路改良工事（1工区）でございます。

2、契約の方法、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額、変更前5,940万円でございます。変更後の金額6,002万2,600円でございます。比較しまして、62万2,600円の増額契約でございます。

4、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松2344番地の1、株式会社藤島建設代表取締役社長、藤島英一でございます。

本日付、町長名でございます。

別添のほうに、第1回の仮契約変更書等の資料をご覧いただきたいと思います。

本契約書につきましては、令和4年8月23日付で締結したものでございますが、この契約書本文3行目でございますが、この契約につきましては、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するものでございます。

内容につきましては、工事場所については、大字時田地内でございます。完成期限については令和4年11月30日でございます。変更の金額でございますが、増額で62万2,600円でご

ございます。発注者、受注者については記載のとおりでございます。

なお、完成期限でございますが、当初10月28日を予定しておりましたが、8月3日の豪雨ということで町内事業所の皆様には災害復旧等優先をお願いしたところでございまして、事業者と相談の中で工期の延長ということで11月30日まで延ばすものでございます。

次に、5の工事の概要でございます。裏のほうにA3判の資料をつけてございます。虚空蔵山西線の1工区につきましては、まず予算につきましては、令和4年度の当初予算において工事を進めている事業でございます。施工延長210.6メートルについては変更ございませんということで、工事の箇所については、虚空蔵山西線の最終区間といいますか、米沢市の区間とのつなぎの部分でございます。今回の210.6メートルの区間につきましては、本線、歩道ともに舗装まで全て完成する予定の工事でございます。

今回変更として増額となる内容につきましては、主な内容として、この図面の上の平面図の下のほうに書いておりますが、取付道路工の変更の追加でございます。現地を確認したところ、現道の虚空蔵山西線という町道と交差するわけでございますが、車両等の円滑な乗り入れ、こういった部分を考慮しますと、取付道路として78.9平米の追加が必要だということで、この部分について増額補正をするものでございます。

以上が工事の変更内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第76号 虚空蔵山西線道路改良工事(2工区)変更請負契約の締結について

○議長 日程第8、議第76号 虚空蔵山西線道路改良工事(2工区)変更請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり所管委員会付託が原則であります。川西町

議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第76号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）変更請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私から、議第76号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）変更請負契約の締結について提案申し上げます。

令和4年5月23日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）について、下記のとおり変更請負契約の締結を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記、1、契約の目的、虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）。

2、契約の方法、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額、変更前1億10万円でございます。変更後の金額1億317万2,300円でございます。比較しまして、307万2,300円の増額の契約でございます。

4、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地の1、株式会社殖産工務所代表取締役、伊藤一壽。

本日付、町長名でございます。

別紙、資料としまして、第1回契約仮変更書をつけておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

本仮契約書につきましても、令和4年8月23日付で仮契約、変更の契約書を締結したものでございますが、この契約につきましても、この契約締結後における最初の当町議会において議決をされたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するというところで記載しているものでございます。

工事の場所については大字時田地内、完成期限については令和5年3月20日、変更の金額ではありますが、増額307万2,300円でございます。

なお、完成期日でございますが、完成期日につきまして、当初12月20日の完成の予定をしておりましたが、本工事につきましても、さきの災害復旧等へのほうに優先して協力いただくということの中で、事業者と相談の上、3月20日まで期間を延長するものでございます。

1枚めくっていただきまして、変更工事の概要でございます。

なお、2工区のこの工事でございますが、予算につきましては、令和3年度の補正予算ということで繰越予算を活用して事業を進めているものでございます。

施工延長921.5メートルということで、これについては始点部分から、先ほど説明を申し上げました1工区施工区間までの区間を施工延長とするものでございまして、この延長については変更はございません。

変更の主な内容につきましては、当初、この921.5メートル全線につきまして、当初契約においては下層路盤、上層路盤工、それから附帯構造物としてガードパイプ、L型側溝、転落防止柵等々の安全柵まで完了するという契約でございましたが、今回変更いたしますのは、まず始点部分の「No.0+8.5」から「No.27」の区間でございます。これについては531.5メートルでございますが、これにつきましては、今回上層路盤の上に、表層舗装のうち1層目の基層工ということでございますが、5センチのアスファルトの基層工を施工するものでございます。これにつきましては、当初上層路盤で留め置きをする予定でございましたが、8月の雨等々の状況を見ますと、今後の降雨、降雪を経ますと、その後の舗装に支障が出るおそれがあるということでございますので、そういったところを防ぐためにも、基層工まで仕上げるということでございます。

それから、「No.28」から終点側の「No.47+10」という区間390メートル、この区間につきましては、逆に上層路盤の施工を取りやめて、下層路盤までの施工とするものでございます。下層路盤までの施工でありますと、次の施工において上層路盤をして舗装という部分には多少なりとも支障が生じないという判断の中で、このような施工に変更するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようですから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第61号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認
について

○議長 日程第9、議第61号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第61号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めため提案するものであります。

内容につきまして、坂野財政課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第61号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度川西町一般会計補正予算(第3号)を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めらるるものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

1枚めくっていただきまして次のページになりますが、専第4号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分する。

令和4年8月24日、町長名でございます。

次のページをご覧ください。

令和4年度川西町一般会計補正予算（第3号）。

令和4年度川西町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,075万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億7,473万9,000円とするものがございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加・変更は、第2表地方債補正による。

令和4年8月24日、町長名でございます。

先に第2表のほうからご説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

第2表地方債補正。

先に追加でございます。起債の目的、災害復旧事業、限度額3億1,550万円、起債の方法以下につきましては、記載のとおり、ここに書いてあるとおりでございます。

続いて、変更でございます。起債の目的、公共事業等、補正後の限度額1,630万円、810万円の増額でございます。これは林地災害復旧に関わる分の増でございます。補正後の限度額合計は17億4,140万円でございます。

それでは、第1表関係につきましては、別紙の資料でご説明を申し上げます。

議第61号資料をご覧ください。

令和4年度川西町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

この専決補正につきましては、8月3日からの大雨の被害に対する、緊急的に十分必要な額を補正で予算化したものがございます。内容的には、避難所の設置であったり被災者への支援、災害ごみの処理、あとは被災箇所の測量設計、応急工事等に対応する分などを盛り込んだものがございます。

まず、1の歳出であります。ナンバー1、人件費補正額は3,420万1,000円の増額であります。これは、災害救助費の中で職員の時間外手当、会計年度任用職員の報酬等の増であります。

ナンバー 2、補助費等8,465万2,000円の増額。まず水道事業会計支援事業、これは補助金でありまして、水道料金の減免に対応するものとして110万4,000円の増額であります。次に、被災事業者支援事業、これは補助金であります、町が行います商工事業者への支援を行うものでございまして、750万円の増であります。続いて、合併処理浄化槽設置整備事業、これも補助金で、町が実施いたします合併浄化槽関連機器の修繕あるいは流入した土砂の除去等に対する補助でございます。250万円の増。続いて、被災住宅修繕支援事業、これも補助金でありまして、町が実施する分として計上いたしました。被災住宅修繕に対する補助金6,000万円の増額であります。続いて、災害救助法に基づく住宅応急修理事業、これも補助金であります、災害救助法の適用が対象となる被災者に対して支援を行うものでありまして、832万5,000円の増額であります。続いて、災害救助費、負担金・補助金等ありますが、これは支援協定による負担金あるいは国交省に依頼いたしましたポンプの稼働に対する負担金、あとは広域応援等に対する負担金等で522万3,000円の増額でございます。

続いて、ナンバー 3、物件費6,474万9,000円の増額でございます。まず、水防活動経費、水防団の出動に対する費用弁償等で160万円の増額、一つ飛びますが、災害救助費の委託料等ということで、被災された廃棄物の運搬・処分の委託あるいはボランティアセンター設置に対する委託料等で6,195万8,000円の増額でございます。

続いて、ナンバー 4、扶助費9,064万円の増額、災害救助費の中で災害見舞金並びに災害義援金の支出に対応するものでございます。

続いて、ナンバー 5、普通建設事業費（補助）430万8,000円の増額、これは豪雨災害復旧事業として、フレンドリープラザの空調機の修繕・改修工事に係る事業の分でございます。

続いて、ナンバー 6、普通建設事業費（単独）977万2,000円の増額、上から3段目になりますが、市街地排水路管理事業、町内の3路線の市街地排水路のしゅんせつ工事に係る分でございます。700万円の増額。一つ飛びまして、豪雨災害復旧事業、これは下小松古墳群の分でございます、倒木処理や通路の陥没等の復旧に係る工事費115万5,000円の増額でございます。

続いて、ナンバー 7、災害復旧事業費（補助）3億1,236万9,000円の増。災害救助費の工事費、これは廃棄物集積所の敷砂利等の工事費770万円の増額、農業災害復旧事業工事費等、これはため池、用水路等の測量設計並びに応急工事を行うものでございます。5,500万円の増額。続いて、民有林林道災害復旧事業設計委託料等ということで3,367万円の増額、設計委託並びに必要な応急工事の分も見込んでございます。続いて、林地災害復旧事業、設計委

託料等ということで、こちらにも測量設計並びに応急工事を行うもので、下小松古墳群周辺を予定しております。900万円の増額でございます。続いて、公共土木施設災害復旧事業工事費等ということで、こちらにも設計委託、応急工事等を含み2億699万9,000円の増額でございます。

続いて、ナンバー8、災害復旧事業費（単独）4,777万3,000円の増額。まず、小規模農地等災害緊急復旧事業補助金として、これは県と併せて補助として行うものでありますが、農地の土砂撤去等に対する補助でございます。600万円の増。公共土木施設災害復旧事業（単独）、これは工事費でございます。小規模の復旧工事を見込んでおりまして、3,677万3,000円の増額。続いて、観光施設災害復旧事業工事費、これはダリヤ園、置賜公園の応急的な復旧工事で500万円の増であります。

ナンバー9、繰出金229万円の増額。下水道事業特別会計繰出金、これは下水道の公共汚水桝の修繕等に対応するための繰り出しでございます。

歳出合計6億5,075万4,000円の増額でございます。

続いて、裏面をご覧ください。

2、歳入であります。

ナンバー1、国庫支出金、補正額は3,286万7,000円の増額。災害等廃棄物対策事業費国庫補助金2,992万5,000円の増、公立社会教育施設災害復旧費国庫補助金294万2,000円の増額。

続いて、ナンバー2、県支出金2,697万4,000円の増額。このうち、災害救助費県負担金2,297万4,000円の増額、小規模農地等災害緊急復旧事業費県補助金400万円の増額。

続いて、ナンバー3、繰入金1億7,733万円の増額、これは財源調整のための財政調整基金繰入金でございます。

続いて、ナンバー4、諸収入8,998万3,000円の増額。このうち、県豪雨災害義援金として8,840万円、これは見込みの金額でございます。続いて、建物災害共済金158万3,000円の増額。

続いて、ナンバー5、町債3億2,360万円。このうち、公共土木施設災害復旧事業債が2億4,490万円の増額、農業施設災害復旧事業債が4,950万円の増額、林業施設災害復旧事業債が2,920万円の増額でございます。

歳入合計6億5,075万4,000円の増であります。

なお、8月22日の全員協議会でご説明した金額よりも約1,000万円ほど増額となっておりますが、激甚災害指定の見込みとなりまして、新たに対応可能となるものを見込みまして

増額補正としたものでございます。

表の下になりますが、補正後の財政調整基金残高は3億426万4,000円となりまして、令和4年度の標準財政規模に占める割合は4.6%となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第62号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の承認について

○議長 日程第10、議第62号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第62号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の承認について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めため提案するものでございます。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私より、議第62号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めるものでございます。

本日付、町長名でございます。

1枚資料をめぐっていただきまして、専第5号でございます。

令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分したものでございます。

令和4年8月24日付、町長名でございます。

1枚めぐっていただきまして、補正予算書でございます。

令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,601万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年8月24日付、町長名でございます。

それでは、第1表の予算補正の内容につきましては、1枚、議第62号資料ということで概要をつけておりますので、これで説明をさせていただきます。

最初に、1、歳出でございます。

3款施設費、補正額229万円を増額するものでございます。内容につきましては、8月3日の大雨によりまして、その対応ということでございますが、まず公共汚水柵用の蓋等の流出等がありますので、それに対する補正として29万円でございます。それから、管路清掃業務委託でございますが、これにつきましては、公園下、宮町、殿原周辺等の下水道本管への土砂等の流出のための清掃業務として100万円を計上するものでございます。それから、公共汚水柵の修繕工事として100万円を計上するものでございます。

2の歳入でございます。

5款繰入金として、一般会計繰入金として229万円を繰り入れするものでございます。

歳入歳出229万円の増額でございます。よろしくお願いたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第63号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分の承認について

○議長 日程第11、議第63号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第63号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分の承認についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるため提案するものであります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私から、議第63号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第

2号)を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めるものでございます。

本日付、町長名でございます。

資料を1枚めくっていただきたいと思います。

専第6号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分したものでございます。

令和4年8月24日付、町長名でございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。

令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条、令和4年度川西町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度川西町水道事業会計第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目、第1款水道事業収益、第1項営業収益、既決予定額4億6,290万6,000円に対しまして、110万4,000円の増額補正を行うものでございまして、合計いたしまして4億6,401万円とするものでございます。

第3条、予算第4条本文中「資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億6,291万円は消費税資本的収支調整額553万円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億5,738万円を補てんするものとする」を「資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億6,296万円は消費税資本的収支調整額1,133万9,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億5,162万1,000円を補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず初めに、収入でございます。

科目、第1款資本的収入、第1項企業債、既決予定額3,180万円につきまして、3,190万円の増額補正でございまして、合計6,370万円とするものでございます。

第6項補助金、既決予定額510万円を3,195万円増額し、合計3,705万円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、既決予定額5,505万4,000円を6,390万円増額し、1億1,895万4,000円に増額するものでございます。

第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。科目、水道事業債、既決限度額3,180万円を3,190万円増額し、6,370万円とするものでございます。

令和4年8月24日付、町長名でございます。

今回の補正の内容につきましては、別添の資料をおつけしておりますので、議第63号資料、こちらをご覧いただきたいと思えます。

今回の専決処分の補正につきましても、8月3日の大雨を受けて、緊急的早急に復旧が必要だということでございますので、専決処分をしたものでございます。

まず初めに、収益的収入でございます。

第1款の水道事業収益、第1項営業収益で110万4,000円でございます。補正の主な内容については、他会計からの補助金ということで、これについては一般会計から、水道事業、災害を受けて水道料の減免に対する補填分として、補助金として収入を見込むものでございます。

なお、今回、水道事業の減免の考え方でございますが、床上、床下、非住家等、事業所等も含めまして浸水の被害を受けられた世帯に対しまして、その浸水を受けて通常使用する水道料より多く使用される世帯等がございますので、6月、7月分の使用料の平均値と比べまして8月の水道料が増加となった世帯に対しまして、その分を減免する考えで予算を計上しているものでございます。現在のところ600世帯ということで、平均して10立方メートルという計算の中で今回専決補正を行ったものでございます。

続きまして、資本的収入でございます。

第1款資本的収入、第1項企業債3,190万円の増額でございます。これについては、企業債として借り入れるものでございます。

6項補助金3,195万円ということで、これについては、災害復旧に係る補助金として、工事関係等の2分の1を見込んでの予算計上でございます。

資本的支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費でございます。6,390万円の増額でございます。これについては、今回被災を受けた管路施設等の復旧経費として計上するものでございます。記載のとおりでございますが、まず、町道の上六角平谷地線、これについては鏡沼のちょうどカーブの部分のところでございますが、ここに係る水道配水管の復旧工事で1,120万円を見込むものでございます。殿原公園下線の復旧工事につきましては、道路等が流出しましたので、それに伴いまして水路管の入替えを予定するものでございまして、520万円を予定す

るものでございます。それから、新田松ノ木線の復旧工事、次の北沢線の復旧工事でございますが、これについてはそれぞれ水道の添架している小さな橋梁でございますが、ここが陥没しましたので、ここに係る復旧工事として、既に仮復旧は終わっている部分も含めて、それぞれ1,450万円と950万円を予定するものでございます。それから、正安寺法面復旧工事でございますが、正安寺につきましては、施設周辺の土砂のり面の崩壊、併せて門扉、フェンス等が倒壊したところでございますので、そこに係る復旧経費として1,700万円を見込むものでございます。

上記5つの工事関係に係る設計委託として650万円を見込むものでございます。

以上、説明でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第71号 川西町議会議員及び川西町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の設定について

◎議第72号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第73号 川西町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第74号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第64号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第4号)

◎議第65号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

◎議第66号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

◎議第67号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

◎議第68号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

◎議第69号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◎議第70号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長 日程第12、議第71号 川西町議会議員及び川西町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の設定についてから日程第22、議第70号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）までの11議案を議事の都合により一括議題といたします。

一括議題について、議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第71号 川西町議会議員及び川西町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の設定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動に要する費用の一部について公費負担制度を設けるため、提案するものであります。

内容につきまして、大滝総務課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第71号 川西町議会議員及び川西町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

川西町議会議員及び川西町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例を次のとおり制定するものであります。

本日付提出、町長名でございます。

条例の内容につきましては、議第71号資料と書かれております概要書に基づきご説明申し上げますので、ご覧いただければと思います。

川西町議会議員及び川西町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の概要でございます。

1、制定の趣旨につきましては、公職選挙法の改正により町村の選挙においても選挙運動に要する費用の公費負担が拡大されたことを受けまして、町議会議員選挙及び町長選挙において候補者の立候補環境の改善を目的に本制度を設けるため、提案するものであります。

2、条例の概要につきましては、公職の候補者が事業者と契約を締結し、その契約内容及び使用等の実態によって、町が以下の金額を上限としまして直接業者に支払うものであります。ただし、法第93条に定める法定得票数を下回り供託金が没収となった場合は、公費負担の対象外となります。また、無投票となった場合は、契約日数にかかわらず、告示日1日分

のみ公費負担の対象となるものであります。

公費負担の対象となるのは、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの3項目でございます。

初めに、(1) 選挙運動用自動車につきましては、次のアまたはイのいずれかの契約形態に応じた単価を上限に、請求書に基づき町が直接支払うものであります。アは、自動車、燃料及び運転手を全て含めた契約の場合であり、1日当たりの上限は6万4,500円になります。イは、自動車燃料、運転手を個別に契約する場合であり、自動車の借入費では1日当たりの上限1万6,100円、燃料費では1日当たりの上限7,700円、運転手の雇用では1日当たりの上限1万2,500円になります。

次に、(2) 選挙運動用ビラにつきましては、1枚当たりの上限単価が7円73銭で、作成した枚数に応じて支払われることとなります。なお、選挙ごとの上限枚数につきましては、町議会議員選挙が1,600枚以内、町長選挙は5,000枚以内となっております。

続いて、(3) 選挙運動用ポスターにつきましては、アは、1枚当たりの上限単価になります。その金額は記載の計算式によりまして4,874円になります。イは、選挙公営の対象となる作成枚数になります。その枚数につきましては、ポスター掲示場の数でもあります73枚になります。

3、施行期日等につきましては、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用するものであります。

以上、ご説明といたしますので、よろしく願いいたします。

○議長 原田町長。

○町長 議第72号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、国家公務員の休暇制度に準じて本条例を改正するため、提案するものであります。

内容につきまして、大滝総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第72号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

本日付提出、町長名でございます。

条例の内容につきましては、議第72号資料と書かれております別紙の概要書に基づきご説明いたしますので、ご覧願います。

川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1、改正の趣旨につきましては、国家公務員の休暇制度に準じて、一部特別休暇を改めるものであります。

2、改正の内容につきましては、育児参加のための休暇の対象期間について、現在は産後8週間までとしておりますが、それを出産の日後1年を経過する日までに拡大するものであります。

育児参加のための休暇についてご説明申し上げます。

妻が分娩する場合において、その分娩に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合、出産予定日の8週間前の日から、改正後については産後1年を経過するまでの期間において、5日の範囲内で取得できる特別休暇となります。

3、施行期日につきましては、令和4年10月1日から施行するものであります。

以上、ご説明といたしますので、よろしく願いいたします。

○議長 原田町長。

○町長 議第73号 川西町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、本条例を改正する必要があるため提案するものであります。

内容につきまして、大滝総務課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第73号 川西町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

川西町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

本日付提出、町長名でございます。

条例の内容につきましては、議第73号資料と書かれております別紙の概要書に基づきご説明いたしますので、ご覧いただきたいと思っております。

川西町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1、改正の趣旨につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び国の非常勤職員の育児休業の見直しに伴い、町職員及び会計年度任用職員の育児休業制度を改善するため、必要な規定を改正するものであります。

2、改正の内容につきましては、会計年度任用職員に係る取得要件の緩和及び取得方法の柔軟化並びに再度の育児休業を取得する事情の見直しであります。

初めに、（1）会計年度任用職員の育児休業取得に係る改正でございます。

1点目としまして、①子の出生の日から57日以内の育児休業の取得要件の緩和であります。子が1歳6か月に達する日以降に、同一任命権者において任用される可能性がある場合に取得が可能としているところを、子が出生の日から57日間の期間の末日から6月を経過する日に短縮するものであります。図を載せておりますけれども、上段が現行で下段が改正後となります。現行の1歳6か月から、改正後の57日プラス6月に短縮するものであります。

2点目としまして、②子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化であります。子が1歳から1歳6か月に達する日までの期間、または1歳6か月から2歳に達する日までの期間において、各期間の初日からしか取得できなかったところを、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前を育児休業開始日にできることとし、各期間途中で夫婦交代でも取得を可能とするものであります。図を載せておりますけれども、現行では、育児休業の開始日が1歳到達日の翌日と1歳6か月到達日の翌日に限定されております。裏面をご覧ください。改正後では、開始日の制限がなくなりましたので、夫婦で育児休業を交互に取得する場合は、いつでも交代できるようになるものであります。

次に、（2）ですが、職員が再度の育児休業をすることができる場合の特別の事情から、育児休業等計画書により申し出た場合で、育児休業の終了後、3か月以上の期間を経過したこととする事情を削除するものであります。

次に、（3）ですが、職員が再度の育児休業をすることができる場合の特別の事情のうち、その任期の末日を期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員が、当該任期が更新されること等に伴いまして、当該更新前の任期の末日の翌日等を育児休業の期間の初日とすることとする事情を追加するものであります。

3、施行期日等につきましては、令和4年10月1日から施行するとともに、この条例の施行に関し必要な経過措置を定めるものであります。

以上、ご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 原田町長。

○町長 議第74号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、職員が新型コロナウイルス感染症に関する特殊業務に従事した場合に、特殊勤務手当を支給するため提案するものであります。

内容について、大滝総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第74号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

本日付提出、町長名でございます。

条例の内容につきましては、議第74号資料と書かれております別紙の概要書に基づきご説明いたしますので、ご覧願います。

川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1、改正の趣旨につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、山形県との新型コロナウイルス感染症対策業務に係る連携協定に基づきまして、職員が新型コロナウイルス感染症に関する特殊業務に従事した場合に特殊勤務手当を支給するため、本条例を改正するものであります。

2の改正の内容につきましては、山形県からの依頼に応じ、職員が新型コロナウイルス感染症に関する特殊業務に従事した場合に、特殊勤務手当を支給する規定を新設するものであります。手当の額につきましては、山形県との連携業務であることを踏まえ、国及び山形県の規定に準じ、当該業務に従事した日1日当たり3,000円とし、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いがある者の身体に接触してまたはこれらの者に長時間にわたり接し行う業務等の場合は1日当たり4,000円を支給するものであります。

なお、想定している業務としましては、(1)新型コロナウイルス感染症患者または感染の疑いがある者に接する業務や、(2)新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、または付着している疑いのあるものの処理などであります。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、ご説明といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時ちょうどいたします。

(午前11時51分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 議第64号から説明をお願いいたします。

町長原田俊二君。

○町長 議第64号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第4号)を提案申し上げます。

令和4年度川西町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,803万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億6,277万8,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第64号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正。

第1条に関しましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

本日付提出、町長名でございます。

先に第2表からご説明を申し上げます。

補正予算書の3ページをお開きください。

第2表地方債補正、変更でございます。

起債の目的、緊急防災・減災事業、補正後の限度額は1,720万円、400万円の増額でござい

ます。これは、消防資機材搬送車の増によるものでございます。

続いて、公共施設等適正管理推進事業、補正後の限度額は770万円、180万円の増でございます。これは、小学校維持管理事業の増額によるものでございます。

続いて、緊急自然災害防止対策事業、補正後の限度額は3億1,840万円、5,200万円の増額でございます。これは、冬期交通確保の除雪機の整備に係るものでございます。

続いて、過疎対策事業、補正後の限度額は9億4,280万円、50万円の増額でございます。これは、橋梁整備に係る事業の財源更正によるものでございます。

続いて、振興資金整備事業、補正後の限度額は3,280万円、460万円の増額でございます。これは、道路維持管理に係るものでございます。

続いて、臨時財政対策債、補正後の限度額は6,386万4,000円、8,613万6,000円の減額でございます。これは、今年度の確定によるものでございます。

補正後の限度額の合計は17億1,816万4,000円となり、2,323万6,000円の減額でございます。

続いて、第1表関係は、別紙の資料でご説明申し上げます。

議第64号資料、令和4年度川西町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

1、歳出。

ナンバー1、補助費等、補正額は551万5,000円の増でございます。主な内容であります、上から2段目、新型コロナウイルスワクチン接種事業、医師報償金等の増額で419万円の増でございます。

続いて、ナンバー2、物件費、4,836万8,000円の増額であります。主な内容で、上から2段目になりますが、公用車維持管理経費、燃料費高騰に対応する分として150万円の増であります。続いて、その下、新型コロナウイルスワクチン接種事業、委託料等4,463万6,000円の増額でございます。続いて、その下になりますが、道路維持管理経費、委託料、これは道路の諸修繕に係る重機作業の委託料等でございます。150万円の増。

続きまして、ナンバー3、維持補修費1,160万円の増額、主な内容としまして、道路維持管理経費、維持補修材料費等で160万円の増、続いて、冬期交通確保事業、機械整備費で、除雪機の整備に係るものであります、1,000万円の増額。

続いて、ナンバー4、普通建設事業（補助）810万円の増額、これは元気な地域農業担い手育成支援事業、農業機械整備の補助に係るものでございます。

続いて、ナンバー5、普通建設事業費（単独）1,441万円の増額、主な内容としまして、ポンプ車整備事業、車両整備費、消防資機材の搬送車の整備407万円の増額、3つほど飛び

ますが、道路維持管理経費、工事費、これは町道の補修工事に係るもので460万円の増額、その下になりますが、小学校施設維持管理事業、工事費、犬川小の浄化槽ポンプの改修工事等341万4,000円の増でございます。

ナンバー6、繰出金4万6,000円の増額、介護保険事業特別会計への繰出金でございます。歳出合計8,803万9,000円の増額。

続いて、2、歳入であります、ナンバー1、地方特例交付金531万6,000円の増額、ナンバー2、地方交付税355万2,000円の増額、いずれも今年度の確定によるものでございます。

ナンバー3、国庫支出金、2段目になりますが、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金3,055万9,000円の増、その下になりますが、同じく新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業の国庫補助金1,826万3,000円の増額。

続いて、ナンバー4、県支出金596万6,000円の増額、2段目になりますが、元気な地域農業担い手育成支援事業費県補助金539万8,000円の増額。

続いて、ナンバー5、寄附金8万3,000円の増額、ブルーム満月ライブ様よりの寄附金でございます。これは幼稚園の紙芝居等の購入費に充当するものでございます。

続いて、ナンバー6、繰入金8,989万9,000円の減額、後期高齢者医療特別会計繰入金149万8,000円の増額、財政調整基金繰入金、これは財源調整によるものであります、9,139万7,000円の減額でございます。

続いて、ナンバー7、繰越金1億3,693万5,000円の増額、これは前年度繰越金確定によるものでございます。

続いて、ナンバー8、町債2,323万6,000円の減額、道路整備事業債以下4つの事業債については、事業費の増や財源更正で増額するものでございます。下の段の臨時財政対策債は、先ほど申しあげましたとおり確定により減額するものでございます。

歳入合計8,803万9,000円の増額となります。

表の下であります、補正後の財政調整基金の残高は3億9,566万1,000円となり、令和4年度の標準財政規模に占める割合は6.0%となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 原田町長。

○町長 議第65号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

令和4年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

による。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,941万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,288万2,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、加藤住民課戸籍住基主幹から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 加藤戸籍住基主幹。

○戸籍住基主幹 命によりまして、議第65号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項につきましては、ただいま町長から申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

本日付、町長名。

それでは、お手元に準備しました議第65号の資料によりましてご説明を申し上げますので、ご覧をお願いします。

初めに、1の歳出であります。第1款総務費につきましては、国保税制の改正によりましてシステム改修委託料16万5,000円を増額するものであります。次に、第9款諸支出金であります。令和3年度国民健康保険災害等臨時特例補助金の返還金5万3,000円及び令和3年度国民健康保険給付費等の交付金返還金2,919万8,000円を計上し、合計2,941万6,000円をお願いするものでございます。

続いて、2の歳入であります。第1款国民健康保険税は、一般被保険者医療給付費分の現年課税分について、被保険者数の減少、米価下落や新型コロナの影響による所得の減少などから374万6,000円の減額を見込みました。次に、第4款県支出金は、特別調整交付金16万5,000円を増額を見込むとともに、第7款繰越金は、前年度の決算確定を受け、前年度繰越金3,299万7,000円を計上いたしました。以上により、歳入の合計2,941万6,000円を計上しました。

以上によりまして、歳入歳出とも、それぞれ2,941万6,000円を追加する補正となります。

で、よろしくお願ひいたします。

○議長 原田町長。

○町長 続きまして、議第66号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を提案申し上げます。

令和4年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ982万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,583万4,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私より、議第66号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条第1項につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

本日付、町長名でございます。

先に第2表地方債のご説明を申し上げます。

補正予算書の3ページをご覧いただきたいと思ひます。

地方債の補正ということで、変更でございます。起債の目的としましては、公共下水道整備事業債でございます。補正前の限度額1,390万円を570万円増額し、1,960万円と増額を行うものでございます。

続きまして、第1表関係の補正の内容でございますが、別添の議第66号資料、こちらを基にご説明を申し上げたいと思ひます。

初めに、1の歳出でございます。

2款公共下水道事業費615万7,000円を増額するものでございます。内容につきましては、公共汚水柵設置工事4か所ということで、新規申請の申出によりまして増額をするものでございます。

3 款施設費377万6,000円の増額でございます。内容につきましては、マンホールポンプの洗浄業務委託10万円、マンホールポンプの水位計の更新工事として80万円、マンホール廻りの補修工事10か所程度を見込みながら176万円、管渠等の維持修繕として111万6,000円を計上するものでございます。

4 款公債費でございますが、町債償還利子ということで10万9,000円を減額するものでございます。

歳出合計982万4,000円の増額でございます。

続きまして、歳入でございます。

第1 款分担金及び負担金でございます。52万5,000円の増額でございます。内容については、公共汚水枳設置に係る受益者負担金でございます。

6 款繰越金でございますが、359万9,000円、前年度からの繰越金でございます。

8 款町債でございます。公共下水道事業債として570万円の増額でございます。

歳入合計982万4,000円でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長 原田町長。

○町長 続きまして、議第67号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）をご提案申し上げます。

令和4年度川西町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,776万9,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 私より、議第67号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正。

第1 条第1 項については、町長が先ほど申し上げたとおりでございます。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付、町長名でございます。

それでは、第1表の予算補正について、別紙の議第67号資料をご覧いただき、こちらを基に説明したいと思います。

1の歳出でございます。

3款施設費238万3,000円を増額するものでございます。内容につきましては、マンホールポンプの制御盤の交換工事に33万2,000円、施設等の維持修繕工事等に205万1,000円を見込むものでございます。

4款公債費、町債償還利子として1万2,000円を増額でございます。

歳出合計239万5,000円を増額でございます。

歳入でございます。

4款繰越金、前年度会計からの繰越しの確定によりまして、239万5,000円を歳入として見込むものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 原田町長。

○町長 議第68号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を提案申し上げます。

令和4年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,182万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,103万6,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、原田福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第68号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

2項でございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

本日付、町長名でございます。

先に第2表をご覧いただきたいと思います。3ページでございます。

第2表債務負担行為事項につきましては、第9期介護保険事業計画策定支援委託料でございます。期間については令和5年度からでございます。限度額については255万8,000円でございます。

内容についてご説明申し上げます。

第9期介護保険事業計画策定支援については、令和6年から8年の町高齢者保健福祉計画（第10次）並びに町介護保険事業計画（第9期）を作成するための事業でございますが、令和4年度にニーズ調査委託、そして令和5年度に計画策定委託を計画していたものでございます。この2つの業務委託は、連携したデータのやり取りが必要でありまして、さらに経費の削減も図られることを鑑みまして、一括して同じ業者と2か年の契約としたいため、債務負担行為設定を行うものでございます。

第1表補正予算の内容につきましては、資料をもちましてご説明を申し上げます。資料をご覧いただきたいと思います。

議第68号資料、令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要についてご説明申し上げます。

1、歳出でございます。

第1款総務費2,867万3,000円の増額でございます。主な内容といたしまして、介護保険システム改修委託料の増8万8,000円、令和3年度分国庫負担金・交付金返還金1,857万1,000円の増額、令和3年度分県交付金返還金117万8,000円の増額、令和3年度分社会保険診療報酬支払基金返還金883万6,000円の増額でございます。

第4款基金積立金1,315万1,000円の増額でございます。内容といたしまして、介護給付費準備基金積立金でございます。

歳出の合計が4,182万4,000円の増額補正でございます。

2の歳入でございます。

第3款国庫支出金4万4,000円の増額でございます。介護保険事業費国庫補助金でござい

ます。

第7款繰入金4万6,000円の増額でございます。一般会計繰入金でございます。

第8款繰越金4,173万4,000円、前年度の繰越金でございます。

歳入の合計が4,182万4,000円でございます。

一番最後に記載がございます補正後の介護給付費準備基金残高については、2億549万1,000円でございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 原田町長。

○町長 議第69号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

令和4年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,706万3,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、加藤住民課戸籍住基主幹から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 加藤戸籍住基主幹。

○戸籍住基主幹 命によりまして、議第69号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項のつきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

本日付、町長名でございます。

それでは、お手元に準備しました議第69号の資料によりましてご説明を申し上げますので、ご覧ください。

議第69号資料、令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要。

初めに、1の歳出であります。第2款後期高齢者医療広域連合納付金については、保険料等負担金85万円を増額するものでございます。次に、第3款諸支出金については、一般会

計の繰出金149万8,000円を計上し、合計234万8,000円でございます。

2、歳入についてであります。第5款繰越金は、前年度の決算確定を受け、前年度繰越金85万を計上するとともに、第6款諸収入は、前年度事務費負担金の精算金149万8,000円、合計234万8,000円を計上するものでございます。

以上になります。よろしく申し上げます。

○議長 原田町長。

○町長 議第70号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）を提案申し上げます。

第1条、令和4年度川西町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条以下、内容につきまして奥村地域整備課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私から、議第70号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

第1条については、町長から申し上げたとおりでございます。

第2条、令和4年度川西町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

科目、第1款水道事業費、第1項営業費用、既決予定額4億2,083万9,000円を50万円増額し、4億2,133万9,000円に増額するものでございます。

本日付、町長名でございます。

内容につきましては、議第70号資料ということで、概要をもって説明申し上げます。

収益的支出ということで、第1項の営業費用50万円の増額でございます。1節の原水費・浄水費ということで、この中に施設管理等の経費があるわけでございますが、今回西原配水池の仕切弁、排泥弁の工事を当初予算で計上を予定しているところでございますが、現地を改めて精査したところ、その弁に接続する配管等の交換が必要になりましたので、今回50万円を増額し、対応してまいりたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総括的な質疑となるようご留意願います。

神村建二君。

○8番 8番神村です。

令和4年度の補正予算について、いわゆる災害対応として6億5,000万円が専決処分されたわけです。それで、今後激甚災害、これの指定を受けるということになるわけでありませうけれども、そうした場合に復旧事業の国の補助率のかさ上げ、こういったものが期待されます。先ほどの午前中の担当課長のお話では、対応可能なものは予算に入れたというお話でございましたが、なお精査をしていただきまして、激甚災害の対象になる予算を計上しなくちゃならないのではないかというふうには考えるわけですが、その辺のご見解をお聞きします。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまの神村議員のご質問にお答えいたします。

災害を受けまして、今後激甚災害の指定の見込みという報道もございまして、指定になりますと、議員おっしゃるとおり、補助率のかさ上げですとか、あるいは起債の交付税算入が増となるとか、新たな起債対応、小規模なものについても起債対応が可能になるとかというようなことがございます。さきに専決処分をいたしました約6億5,000万の予算につきましては、前段申し上げましたとおり、緊急的に対応する分ということで、今後災害復旧の工事に係る本工事といいますか、国の災害査定を受けて復旧工事を行うものについては、今後設計を今発注しているような段階でございまして、その設計額を基に予算化してまいりたいと思っております。その規模については、まだ精査中でございますので、どの程度になるかは後ほど改めてご説明させていただきたいと思っておりますが、そのような対応を考えてございます。

○議長 神村建二君。

○8番 今回の災害は甚大な災害でございます。今もって泥上げとか家の中の整理とかやっていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。そういった方に対する十分な手当て、同時に、被災された事業者に対する補助金のそういった上乘せ、そういったものを十分に手当てしていただいて、皆さんが助かるような予算の編成をしていただきたいということをお願いいたします。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第23、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定により、日程第12、議第71号 川西町議会議員及び川西町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の設定についてから日程第22、議第70号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）までの11議案を、内容審査のため、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第54号 令和3年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について

◎議第55号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第56号 令和3年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第57号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第58号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第59号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第60号 令和3年度川西町水道事業会計決算認定について

○議長 日程第24、議第54号 令和3年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第30、議第60号 令和3年度川西町水道事業会計決算認定についてまでの7議案を議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第54号 令和3年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第55号 令和3

年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第56号 令和3年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第57号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第58号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第59号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6会計の令和3年度歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するため提案申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議第60号 令和3年度川西町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条の第4項の規定に基づき、令和3年度川西町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するため提案を申し上げます。本日付でございます。

議員各位におかれましては、令和3年度各会計決算の認定についてご審査賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、私から、令和3年度の町政の概要についてご説明申し上げます。

お手元に配付されております令和3年度主要施策の成果及び予算実績報告書1ページをお開きください。朗読をもって説明とさせていただきます。

(町長予算実績報告書朗読)

○町長 以上が令和3年度の町政の概要とさせていただきます。

続きまして、川西町一般会計及び各特別会計の執行状況につきまして有坂会計管理者に、川西町水道事業会計決算概要について奥村地域整備課長にそれぞれ報告させますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時20分といたします。

(午後 2時08分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時20分)

○議長 有坂会計管理者。

○会計管理者・税務会計課長 命によりまして、議第54号から議第59号までの一般会計並びに各特別会計の決算についてご説明申し上げます。

お手元の令和3年度川西町各会計歳入歳出決算書をご覧ください。

最初に、目次の次のページ、各会計歳入歳出決算書総括表をご覧ください。

各会計の歳入歳出決算の数値につきましては、記載のとおりであります。各会計の歳入に占める歳出の割合を申し上げます。

初めに、一般会計は96.27%、国民健康保険事業特別会計98.17%、下水道事業特別会計99.27%、農業集落排水事業特別会計97.55%、介護保険事業特別会計97.90%、後期高齢者医療特別会計99.25%であります。

続きまして、各会計の決算について申し上げます。

初めに、一般会計の決算であります。

2枚めくっていただきまして、一般会計歳入歳出決算書、歳入の1ページをご覧ください。

第1款の町税は記載の8税目であります。町税全体の収入済額は13億6,039万903円で、調定額15億442万6,188円に対し、収入率は90.43%となり、前年度と比較しますと1.43ポイントの増となっております。

第2款の地方譲与税は、町道の延長及び面積により案分の上交付されたものであります。

第3款の利子割交付金は、県民税として徴収された利子割額から町税費相当額を控除した額の5分の3相当額が交付されたものであります。

第4款の配当割交付金は、県民税として徴収された配当割額から町税費相当額を控除した額の5分の3相当額が交付されたものであります。

第5款の株式等譲渡所得割交付金は、県民税として徴収された株式等譲渡所得割収入額から町税費相当額を控除した額の5分の3相当額が交付されたものであります。

1枚めくっていただきまして、2ページ、3ページをご覧ください。

第6款の法人事業税交付金は、国勢調査人口と事業所統計の従業者数により案分の上交付されたものであります。

第7款の地方消費税交付金は、国勢調査人口と事業所統計の事業者数により案分の上交付されたものであります。

第8款のゴルフ場利用税交付金は、町内のゴルフ場から県が徴収した利用税のうち、7割相当額が交付されたものであります。

第9款の環境性能割交付金は、町道の延長及び面積により案分の上交付されたものであります。

第10款の地方特例交付金は、地方税の代替的性格を有する財源として国から交付されたも

のであります。

第11款の地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合わせて55億4,422万7,000円で、前年度と比較して3億4,817万2,000円の増額となっております。なお、地方交付税には、置賜広域病院企業団分として12億8,754万3,000円が含まれておりますので、本町分としては実質42億5,668万4,000円となり、前年度対比3億6,327万円の増額となっております。

第12款の交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一部が還元されたものであります。

第13款の分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金や保育所保育料が主なものであります。

第14款の使用料及び手数料は、公共施設の使用料及び各種役務の提供に対する手数料が主なものであります。

第15款の国庫支出金及び第16款の県支出金については、特定の事業に対する国及び県からの支出金であります。

第17款の財産収入の主なものは、町有土地建物貸付収入及び町有牛の売払収入であります。

第18款の寄附金は、個人や団体の方々からご寄附いただいたものであります。

第19款の繰入金のうち特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計から繰り入れたものであります。また、基金繰入金は、町債管理基金など13の基金から繰り入れたものであります。

第20款の繰越金は、前年度からの繰越金であります。

第21款の諸収入は、第1項の延滞金加算金及び過料から第4項雑入までの内容であります。

1枚めくっていただき、4ページをご覧ください。

第22款の町債は、公共施設整備事業などの特定財源として長期の資金を借り入れたものであります。

以上、歳入合計の収入済額は124億1,016万6,795円で、前年度より19億7,499万2,892円の減額となり、調定額130億3,170万6,931円に対し、収入率は95.23%であります。

次に、歳出について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、7ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は119億4,707万7,092円となり、予算現額128億4,333万8,000円に対して、全体の執行率は93.02%、歳入歳出差引残額は4億6,308万9,703円であります。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

初めに、国民健康保険事業特別会計であります。2枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税の調定額に対する収入率は79.65%で、前年度と比較しますと2.43ポイント上がっております。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

歳入合計であります。収入済額は18億5,742万7,000円となり、全体の収入率は95.87%で、前年度と比較しますと1.17ポイント上がっております。

1枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は18億2,342万9,554円となり、全体の執行率は96.80%で、歳入歳出差引残額は3,399万7,446円であります。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第2款使用料及び手数料の収入率は98.39%であります。

1枚めくっていただき、2ページをご覧ください。

歳入合計であります。収入済額は5億938万8,249円となり、全体の収入率は98.29%であります。

3ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は5億568万8,832円となり、全体の執行率は97.68%で、歳入歳出差引残額は369万9,417円であります。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

2枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第2款使用料及び手数料の収入率は98.68%であります。歳入合計ですが、収入済額は9,760万8,022円で、全体の収入率は99.82%であります。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は9,521万2,963円となり、全体の執行率は97.90%、歳入歳出差引残額は239万5,059円であります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

1枚めくっていただき、1ページをご覧ください。

第1款介護保険料の収入率は98.78%となっております。

1枚めくって、2ページをご覧ください。

歳入合計であります。収入済額は19億8,877万6,155円となり、全体の収入率は99.76%であります。

1枚めくっていただき、4ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は19億4,704万1,353円となり、全体の執行率は99.45%、歳入歳出差引残額は4,173万4,802円であります。

最後に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

1枚めくっていただき、1ページをご覧ください。

第1款後期高齢者医療保険料の収入率は98.58%となっております。

歳入合計ですが、収入済額は1億8,076万2,077円となり、全体の収入率は99.09%であります。

1枚めくっていただき、2ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は1億7,941万1,716円となり、全体の執行率は96.94%、歳入歳出差引残額は135万361円であります。

以上が一般会計及び各特別会計の決算の概要であります。

なお、各会計の末尾にはそれぞれの実質収支に関する調書、さらに決算書の末尾には財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、審査に供していただきますようお願い申し上げます。私からの説明とさせていただきます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私から、議第60号 令和3年度川西町水道事業会計決算認定に係ります決算の概要についてご説明を申し上げます。

資料につきましては、令和3年度川西町水道事業会計の決算書、こちらをご覧くださいと思います。

初めに、この決算書の13ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度川西町水道事業の報告のことで、1、総括事項でございます。

読み上げさせていただきます。

令和3年度水道事業につきましては、平成29年度に策定いたしました川西町水道事業経営戦略、川西町水道事業経営計画に基づきながら、安定した経営を目指し取り組むとともに、安全で良質な水を提供するため、水道施設の整備を図りながら安定供給の確保に努めてまいったところでございます。

過年度分未収金対策につきましては、徴収員による納付相談や水道料金等滞納整理事務取扱要綱に基づき、給水停止を伴う催告を実施するとともに、不誠実な滞納者には給水停止を執行し、給水収入の確保に取り組んだところでございます。

また、一般会計からの出資によりまして、メディカルタウン配水管布設工事や上水道施設監視制御設備、テレメーターでございますが、この更新工事など建設改良工事を実施してまいりました。

最初に（イ）として、給水状況を申し上げます。

令和3年度末の給水人口につきましては1万4,138人で、前年度と比較いたしまして316人の減少でございます。年間の総配水量につきましては217万5,106立方メートルで、前年度と比較しまして9万7,769立方メートルの増でございます。また、1日平均配水量につきましては5,959立方メートルで、前年度と比較しまして284立方メートルの増加となりました。年間総配水量が増加した要因につきましては、流出量の大きい漏水事案について、降雪期も重なり漏水箇所の特定期間を要したことが主な理由と分析しているところでございます。結果としまして、年間の有収率については、昨年度より3.3%低い71.0%となったところでございます。このことから、次年度より計画的に漏水調査を実施し、漏水等不明水の早期発見に努め、有収率の改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、財政状況でございます。

令和3年度の財政状況は、水道事業収益の要となります給水収益につきましては、前年度と比較して48万9,000円の増収となりました。その主な要因でございますが、コロナ禍で休止しておりました学校のプール授業が再開したことにより、微増となったものでございます。一般家庭で使用される13ミリから25ミリ口径の有収水量については減少傾向にございますが、現在進めておりますメディカルタウン整備による宅地分譲などで有収水量の確保が期待されているところでございます。事業の支出費用につきましては、施設更新に伴う資産減耗費のほか、漏水に伴う調査費、修理委託の増額により、前年度と比較しまして1,135万5,000円の増額となりました。結果としまして、収益的収入から収益的支出を差し引いた当年度純利益につきましては2,041万7,000円となり、前年度と比較しまして1,154万5,000円の減となったところでございます。

これらを受けまして、令和4年度につきましては、川西町水道事業経営戦略、経営計画が5年目を迎える年でございますので、管路や施設の更新計画を反映した戦略の見直しを図りながら一層の経営努力に努め、安全で良質な水の供給を図ってまいりたいと考えております。

次に、決算書の1ページのほうに戻っていただきたいと思っております。

1、2ページにつきましては、収益的収入それから支出でございます。

まず最初に、収入でございます。

第1款水道事業収益につきましては、第1項営業収益から第3項の特別利益まで合計で、決算額で4億7,939万9,518円でございます、予算に比べて104万2,518円の増でございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用については、第1項営業費用から第4項の予備費まででございます、合計で決算額4億3,713万3,920円、不用額としては2,018万1,080円となったところでございます。

次に、3ページ、4ページをお開きいただきたいと思えます。

ここにつきましては、資本的収入それから支出の状況でございます。

まず、収入でございます。第1款資本的収入として、第1項企業債から第4項の他会計負担金まで、合計で決算額1億6,006万4,395円、予算額に対する増減でございますが、905万4,605円の減でございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出、第1項の建設改良費から第3項の国庫補助金返還金までの合計で、決算額3億2,368万8,739円で、不用額については1,209万2,261円となったところでございます。

なお、3ページの下段のほうに記載しておりますが、収益的収入が資本的支出に対しまして不足しておりますが、これにつきましては、消費税資本的収支調整額1,621万6,000円、過年度、現年度分の損益勘定留保資金1億4,740万8,344円の中で補填したものでございます。

次に、資料6ページをご覧くださいと思います。

水道事業の損益計算書でございます。

1の営業収益でございます。(1)の給水収益から(3)の他の営業収益合わせまして4億2,462万9,880円でございます。

2の営業費用でございますが、(1)の原水及び浄水費から(7)の他の営業費用まで3億8,672万8,251円でございます、営業利益につきましては3,790万1,629円となったところでございます。

3の営業外収益でございます。(1)の受取利息から(4)の雑収益まででございますが、1,236万8,456円でございます。

4の営業外費用でございますが、これについては(1)の支払利息及び企業債の取扱諸費だけになりますので、2,923万6,036円でございます。経常利益については2,103万4,049円でございます。

5の特別利益については、ございません。

6の特別損失でございます。これについては、(1)の特別損失ということで、これについては過年度分の当期精算による還付ということで61万6,169円でございます。

結果としまして、当年度の純利益につきましては2,041万7,880円となったところでございまして、前年度繰越利益の剰余金が2億6,551万661円でありますので、令和3年度末の処分利益剰余金については2億8,592万8,541円でございます。

続きまして、11ページ、12ページをご覧いただきたいと思っております。

貸借対照表でございます。

11ページでございますが、まず資産の部で、1番固定資産でございます。(1)の有形固定資産については、イの土地からチの建設仮勘定までということでございまして、有形固定資産の合計については28億5,104万195円ということでございまして、これが固定資産の合計でございます。なお、土地からチの建設仮勘定まで、その他有形固定資産の明細につきましては、この決算書の25、26ページのほうに明細をつけておりますので、後ほどご覧いただきたいというふうに思います。

次に、2の流動資産でございます。(1)の現金預金、未収金、貯蔵品合わせまして、流動資産の合計3億1,588万1,974円でございます。資産の合計といたしましては、有形固定資産を含めて31億6,692万2,169円でございます。

次に、12ページ、負債の部でございます。

3の固定負債でございます。企業債ということで、企業債で借り入れている部分でございます。これが固定負債でございます。13億2,333万9,495円でございます。

4の流動負債でございますが、1の企業債でございますが、これについては単年度で支払う企業債でございます。以降、(2)の未払金、(3)預り金、(4)引当金、(5)を含めまして、流動負債の合計については2億2,390万2,427円でございます。

5の繰延収益でございますが、長期前受金ということでございまして、収益化累計額については2億9,599万6,207円でございます。繰延収益合計については2億9,061万1,826円でございます。

負債の合計としては、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を加えて18億3,785万3,748円でございます。

次に、資本の部でございます。

6の資本金については、自己資本金として9億7,725万9,209円でございます。

7の剰余金でございますが、(1)の資本剰余金としましては、記載の工事負担金から受

贈資産の評価額まででございます、その合計が3,822万5,243円でございます。(2)の利益剰余金でございますが、これについては減債積立、利益積立金ということでございまして、当年度末の処分利益剰余金については2億6,551万661円でございます。当期純利益が2,041万7,880円ということでございまして、剰余金の合計としましては、資本剰余金に利益剰余金を加えまして3億5,180万9,212円でございます。

資本の合計につきましては、剰余金と自己資本金を足しまして13億2,906万8,421円ということでございまして、負債資本の合計、これにつきましては31億6,692万2,169円でございます。

最後に、資料の20ページをご覧いただきたいんですが、20ページにつきましては、水道事業会計のキャッシュフローの計算書で、間接法で表したものでございます。1つにつきましては業務活動によるキャッシュフローということで、記載の当期純利益から支払利息及び企業債取扱諸費までということで、合わせまして1億7,453万7,558円でございます。

投資活動によるキャッシュフローでございますが、これについての合計については、これについてはマイナスの1億5,426万5,298円でございます。

続いて、財務活動によるキャッシュフローでございますが、この合計につきましても、マイナスの884万6,739円でございます。

資金増加額としまして1,142万5,521円でございます。資金期首残高、これは、前年度末の残高が2億190万9,124円でございますので、資金増加額を加えまして2億1,333万4,645円が資金期末の残高となりまして、この残高につきましては、貸借対照表の流動資産による現金預金と整合が取れているというところでございます。

以上が決算の概要でございますが、なお、別冊で水道事業会計の決算説明資料のほうには詳細の内訳を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいというところでございます。

以上、説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 一括議題といたしました7議案についての提案当局の説明が終わりましたので、当該7会計の決算審査の結果について、監査委員の報告を求めます。

この際、議員選出の吉村 徹監査委員は監査委員席にご着席ください。

◎決算審査の結果について監査委員の報告

○議長 代表監査委員嶋貫榮次君、ご登壇の上、ご報告をお願い申し上げます。

(監査委員 嶋貫榮次君 登壇)

○監査委員 それでは、令和3年度川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計に係る決算審査の概要につきましてご報告を申し上げます。

お手元の決算審査意見書をご覧くださいというふうに思います。

まず、表紙をめくっていただきまして、目次をご覧くださいと思います。

今年度の意見書の構成といたしましては、第1の審査の概要、第2の審査の結果、これは1ページまでに記載してございますけれども、以下、第3として決算の概要というふうに整理をさせていただきました。今年度の構成の中で、第3のところをご覧くださいのですけれども、第3、決算の概要の中で、主な数値とポイントとなる内容を記載させていただきました。それから、後ほど触れますけれども、27ページには国民健康保険事業特別会計について所見を記載しております。37ページには、水道事業会計について同じく所見として、監査委員としての見解を記載しておりますが、一般会計はじめ、他の特別会計については、そこまで踏み込めてはございません。まず、今年度、試行的に所見という形で整理をさせていただいたところでございます。

それでは、1ページをお開き願います。

第1、審査の概要であります。

1、審査の対象につきましては、(1)の一般会計歳入歳出決算及び関係書類から(8)の財産に関する調書まででございます。

それから、2、審査の期間であります。一般会計及び特別会計につきましては、7月8日から7月26日までの間、延べ8日間実施いたしました。公営企業会計、水道事業会計であります。これについては7月5日に実施したところであります。

3、審査の場所につきましては、いずれにつきましても監査委員室で行いました。

4、審査の手段であります。町長から審査に付されました各会計歳入歳出決算書及び決算附属書類等が法令に準拠して作成されその計数が正確であるかどうか、また、補助金の交付や契約の執行等の事務処理が法令に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼といたしまして、関係職員の説明を求めながら審査を行ったところでございます。

第2、審査の結果であります。

審査に付された各会計の歳入歳出決算書類等につきましては、全て法令に準拠して作成されており、決算の計数は正確であるものと認められました。また、予算執行状況につきましては、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたところであります。

2ページ以下、決算の概要について記載してございます。

まず、決算の概要といたしまして、1、決算の規模、①の普通会計決算額から②令和3年度の歳入歳出決算、2ページから3ページにわたって整理してございます。③水道事業会計決算ということで整理させていただいておりますが、内容につきましては、先ほど関係課長等からご説明があったとおりでございます。

4ページでございます。

財政状況として、財政に関する指標、午前中、財政課長から説明があったとおりにかとは思いますが、重要な指標についてここに記載させていただいております。内容といたしましては、アの財政力指数につきましては、令和3年度0.248ということで、昨年度より若干下回ったところでありますし、県内の町村平均を下回っているというふうな状況にあるようでございます。

イ、経常収支比率でございます。これは91.5%ということで、昨年度と比較いたしますと2.7ポイント好転したところでありますが、まだ9割を超えているという状況でございます。

続いて、ウの実質公債費比率につきましては、12.0%ということで、昨年度比0.9ポイント好転したというふうに言えるかと思いますが、県内の他の類似団体等から見れば、まだ高い状況にはあるというふうに言えるかと思っております。

エ、将来負担比率につきましては、132.6%ということで、12.9ポイント、これも好転したところであります。地方債残高が若干減ったということ、標準財政規模が増加したという結果かと思いますが、先ほど来町長の説明にもありましたように、将来負担については注意を持って見ていかなくてはならないというふうに思っております。

それでは、5ページをお開きください。

5ページから会計ごとに記載してございますが、5ページから24ページまで、こちらが一般会計に関する内容を整理したものでございます。基本的には、一般会計の中で、5ページに戻っていただきますと、①として決算の5か年の状況はどうか、②といたしまして財政収支の状況はどうかと。例えば、第2表がございませけれども、財務分析指標ということで過去3か年比較したときに、形式収支はこうだけれども実質収支はどうか、単年度収支はどうであるかということで、最後に実質の単年度収支がどうであったかというふうなことを整理させていただいております。

それから、6ページ以下、歳入の状況について整理しております。

7ページ以下に、歳入のうち、主な科目であります第1款の町税、飛んで9ページには11款の地方交付税、同じく15款の国庫支出金、10ページにいきますと16款の県支出金、22款の

町債、これらについて概略を整理させていただいております。内容については、当局の説明とかぶりますので割愛させていただきます。

11ページには、歳出の状況ということで、款別で申し上げますと、第1款の議会費から14款の予備費までございますが、うち12款の公債費までについて11ページから以下順に内容を記載させていただいたところがございます。これも款別の内容については、それぞれ特徴的なところを記載はしてございますが、個別の説明については省略させていただきたいと思っております。

中で、16ページをご覧いただきたいと思っております。

16ページの12款公債費ということで記載しておりますが、その最下段のほうに起債残高、記載させていただいております。令和3年度末の残高は、令和2年度に比較して若干減少したところではありますけれども、依然として相当の額の起債残があるというふうな中で、今後の大規模な公共施設整備というふうなことを勘案したときに、起債管理には十分に注意、配慮していく必要があるというふうなことを簡単に書いたところがございます。

17ページには、性質別の歳出の状況を整理しておりまして、人件費の推移などを下のほうに記載しております。

あと、18ページから24ページまでは、款別の歳入及び歳出についてそれぞれ前年対比で比較したものでございますので、ご覧いただければというふうに思います。

以上が一般会計に関する記載になります。

続きまして、25ページをお開きいただきたいと思っております。

25ページ、(2)国民健康保険事業の特別会計であります。

スタイルとしては、①の決算の状況と概略を書きまして、②として歳入の状況、③としてその主な歳入の状況、次のページにいきますと、④として歳出の状況、⑤主な歳出の状況、おおむねこの流れで各特別会計についても整理させていただいたところでもあります。

この中で、27ページ、ご覧いただければと思っておりますが、冒頭申し上げましたとおり、試行的に所見という書き方をさせていただいております。後段のほうでございましてけれども、今年度を拝見させていただいた中で、いわゆる滞納繰越額（収入未済額）、これについて7,000万程度あるというふうなことで、前年よりは減少してきているというふうなことではあるものの、まだまだ大きな額の滞納繰越額（収入未済額）があるというふうなことかと思っておりますので、特に、かなり前の滞納分というのが積み重なってきておって、回収がなかなか容易でないというふうな状況もお聞きしたところがございます。当然税負担の公平性という

ことから申せば、100%徴収というふうなことが望ましいわけでありまして、収納率の向上というのは永遠の課題であるというふうな考えておるわけですが、時間がたてばたつほど収納できなくなるというふうなことでありますので、なるべく滞納繰越にならない手だて、これを実施していただくようお願いしたところでございますし、最後の行に書いておりますけれども、いわゆる滞納繰越分で回収の当てがないというもので説明がつくものについては、不納欠損処分というふうなこともやるのが効率的な行政運営につながるというふうな考えているところであります。そうしたことを記載させていただいたところであります。

続きまして、28ページでございますが、下水道事業特別会計でございます。

整理の順序は、先ほどの国保と一緒にの順序でございます。

ただ、29ページ、お開きいただきたいと思いますが、下水道事業会計につきましても、起債残高というのが大きなウエートを占めているというか、着目すべきというふうなところで、29ページの最下段のところに公債費として起債の状況を書いておりますが、起債残高を整理させていただいております。令和3年度中の償還元金が3億円弱、2億8,800万余りで、令和3年度末の残高が25億5,900万余りということで、後ほど上水道の話もいたしますが、下水道、比較的新しいものの、いずれ老朽化もしてくるということで、再整備というふうなこともいずれは出てくるんだろうと思いますので、長期的なスパンに立って考えていく必要はあるのかなというふうには思いつつ、ここには意見としてまだ書き込めてはおりませんが、今後、そこら辺、深掘りをしていければなというふうに思っている次第であります。

30ページには、下水道の普及状況であるとか単価の状況を整理してございます。

それから、31ページ、32ページには、農集排の特別会計について整理しております。こちら、32ページの下の方には起債残高4億5,000万余り、それから加入率の状況と記載しているところでございますけれども、いずれも、場合によっては課題になり得るというふうなところかと考えております。詳細の説明は省略いたします。

33ページをお開きください。

33ページには、(5)介護保険事業の特別会計について記載してございます。介護保険事業の特別会計というのは、特別会計の中では一番規模の大きな事業を持っておりまして、20億弱の規模でございます。整理の状況としては、同じようなトーンで書いておりまして、34ページの下の方の第3表には、利用状況というふうなものを整理させていただいておりますが、今後、人口減あるいは高齢化という中で、どういうふうなトレンドになるかというところは着目していく必要があるかと思っております。内容は省略いたします。

それから、35ページ、36ページにつきましては、(6)として後期高齢者医療の特別会計について整理をしたものでございます。内容については、割愛させていただきます。

37ページ、お開きいただきたいと思います。

(7) 水道事業会計ということであります。水道事業会計につきましては、ご案内のとおり、いわゆる地方公営企業の法適というふうなことで、損益計算書あるいは貸借対照表等によって審査をさせていただいたところでもありますけれども、作成された書類、審査に付された書類につきましては、全て適正に表示されておったということでございます。

それで、内容でございますけれども、先ほど奥村課長から詳しい説明がありましたので、なるべく重ならないようにしたいと思います。まず37ページの第1表といたしまして、経営状況、これを令和元年度から3か年並べて整理しております。(A)というふうに、上から3段目ですか、まずありますけれども、純損益については年々減少してきていると。黒字ではあるものの減少している。それから、(B) 営業損益、営業収益から営業費用を差し引いた分ですけれども、これについては昨年度より1,500万ほど減っているという状況です。飛びまして、営業外損益を加えた経常の損益、これが2,103万4,000円というふうなことになっておりまして、これが最終純利益に近いんですが、年々減少してきているというのはちょっと懸念かなというふうに考えたところでございます。

38ページには、以下個別の内容を整理してみたところでもあります。ずっといきまして、39ページは、収益的収入あるいは収益的支出の概要を書いておりまして、39ページ後段から②として資本的収支の状況を記載してございます。

41ページ以下、給水の状況であったり財政状況ということで、奥村課長の説明にありましたとおり、有収率が71.0%まで落ちてしまった、ここが一番ショッキングかなというふうに見ているところであります。団体によっていろんな事情があつて違うとは思いますが、71%というのは極めて低いと言わざるを得ないのかなというふうに思います。

そんなことで、42ページには、未収金の状況であったり、町として計画している経営戦略あるいは経営計画、10か年計画で平成29年度に策定されたということですが、こんなことをやるよというふうに書いておいて、これをそのとおりやれば、しっかりした形になるんだろうというふうには思いますが、なかなか計画の具体的なところというのが大変なのかなというふうにお見受けしたところであります。

そんなことを総じて、43ページのほうに、⑥として審査の所見というふうなことで書かせていただいたところであります。ここで書いてありますのは、収益確保対策として、有収率

の向上、未収金対策、こういったところをしっかりと取り組む必要があるのではないかと。それから、有収率向上と絡むんですが、いわゆる老朽化した配水管の計画的な更新整備、これが不可欠であろうというふうなことを書かせていただいたつもりでございます。以上でございます。

あと、44ページ、45ページにつきましては、財産に関する状況、基金に関する状況、これらを整理させていただきました。

以上が決算審査意見書の概要でありますので、以上をもって報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 決算審査の結果について、監査委員の報告を終わります。

吉村 徹監査委員は自席にお戻りください。

◎発議第9号 特別委員会の設置について

○議長 日程第31、発議第9号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

本特別委員会の設置については、川西町議会委員会条例第5条並びに川西町議会運用例第7章第7項の規定により、令和3年度川西町一般会計ほか6会計の決算を審査するための特別委員会を設置しようとするものであります。

事務局長に議案を朗読いたさせます。

大友議会事務局長。

(事務局長議案朗読)

○議長 お諮りいたします。この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎請願の付託

○議長 日程第32、請願の付託を行います。

今回受理いたしました請願は2件であります。

請願第3号 消費税に関わるインボイス制度の周知の徹底と導入時期の延期の請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員吉村 徹君。

4番吉村 徹君。

○4番 それでは、朗読をもってご報告申し上げます。

請願書。

消費税に関わるインボイス制度の周知の徹底と導入時期の延期の請願でございます。

請願趣旨。

貴職においては、環境保全型農業、有機農業について良く理解され、継続的に推進していることについて心から敬意を表します。

軽減税率導入に伴い、令和5年10月1日よりインボイス制度が開始されることが決定しておりますが、売り上げ1000万円未満の事業者について、おおいに影響と関係がある制度となっております。個人事業を中心に、十分に制度の理解が進んでいません。今年のうちには課税業者の選択をするか、しないかという判断をして手続きをすることが必要なのですが、このままでは事業者本人や市内の農産物集荷業者に大きな混乱が生じる可能性が大であります。この状況に鑑みて下記の通り緊急に要請いたします。

請願事項。

一、インボイス制度の導入時期を慎重に検討して、事業者に周知を図るとともに当初の導入時期を延期するよう国に対して意見書を提出すること。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

請願者、山形県南陽市漆山1068、置賜農民連会長、小林茂樹であります。

川西町議会議長鈴木幸廣殿。

以上でございます。

○議長 本請願は産業厚生常任委員会に付託いたします。

請願第4号 みどりの食糧システム戦略の推進と有機農業の拡大について。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員橋本欣一君。

橋本欣一君。

○9番 9番です。

それでは、私のほうからご説明を申し上げます。

請願第4号でございます。件名は、みどりの食糧システム戦略の推進と有機農業の拡大について。

請願者住所氏名につきましては、山形県南陽市漆山1068番、置賜農民連会長、小林茂樹氏でございます。

紹介議員につきましては、記載のとおりでございます。

朗読の上、説明とさせていただきます。

みどりの食糧システム戦略の推進と有機農業の拡大について。

請願趣旨。

貴職においては、環境保全型農業、有機農業について良く理解され、継続的に推進していることについて心から経緯を表します。

さて、国は国内で現在23,700ha（0.5%）の有機栽培面積を2050年に100万haに拡大する、みどりの食糧システム戦略を打ち出しています。それまでの化学肥料の30%使用量の削減、二酸化炭素による地球温暖化による地球環境の悪化については未来の人々への責任として、大きな転換を図ることが私たちに求められています。

化学肥料の高騰による農業経営者への影響が心配される中、有機栽培や循環型農業の重要性が大きくなっており、みどりの食糧システム戦略についても実現に向けて推進する必要があります。この状況に鑑みて下記の通り緊急に要請いたします。

請願事項。

一、みどりの食糧システム戦略の内容を広く周知して、住民全体の課題として推進すること。

二、環境保全型農業直接支払交付金制度を充実させるために予算の拡大を関係機関等に要請すること。

三、有機農業推進のためのソフト事業面での推進を図るとともに推進のための予算の拡大を行うこと。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

所管委員会におかれましては、慎重審査の上、ご採択賜りますようお願い申し上げます。

以上、説明といたします。

○議長 本請願は産業厚生常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、兵庫県伊丹市、井田敏美氏から、中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情、会派十四郷クラブから、一般国道13号交差点（前山ガソリンスタンド前十字路高島町大字福沢地内）信号の矢印灯器の設置にかかる要望、山形おきまた農業協同組合代表理事組合長、若林英毅氏、山形おきたま農協農政対策本部本部長、若林英毅氏、山形おきたま農協川西地区農政対策本部本部長、後藤昌弘氏から、要請書（令和4年8月3日豪雨被害対策に関する要請）、公益社団法人東置賜シルバー人材センターから、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望が、既に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

（午後 3時31分）